第三十一条の十二中「第七十七条の三十五の十三第一項」を「第七十七条の三十五の十八第一項」に、「都道府県知事」を「国土交通大臣等」に改める。

第三十一条の十三中「第七十七条の三十五の十四第三項」を「第七十七条の三十五の十九第三項」に改め、「について、」の下に「国土交通大臣にあっては官報で、都道府県知事にあっては」を加える。

第三十一条の十四第一項中「都道府県知事が法第七十七条の三十五の十四第一項」を「国土交通大臣等が法第七十七条の三十五の十九第一項」に、「第七十七条の三十五の十五第三項」を「第七十七条の三十五の二十一第三項」に改め、同条第一号中「都道府県知事」を「、委任都道府県知事」に改め、同条第二号中「構造計算適合性判定の業務に関する帳簿及び書類を都道府県知事」を「法第七十七条の三十五の十四第一項の帳簿を国土交通大臣等に、同条第二項の書類を委任都道府県知事」に改め、同条第三号中「都道府県知事」を「国土交通大臣等又は委任都道府県知事」に改め、同条に次の一項を加える。

2　指定構造計算適合性判定機関は、前項第二号の規定により書類を引き継ごうとするときは、あらかじめ、引継ぎの方法、時期その他の事項について、委任都道府県知事に協議しなければならない。

第三章の二中第三十一条の十四の次に次の一条を加える。

（準用）

第三十一条の十五　第二十二条の規定は法第七十七条の三十五の二第一項に規定する指定をしたときについて準用する。

第三十二条第一号中「又は寄附行為」を削る。

第三十三条第一項第三号中「第六十八条の二十三第一項」を「第六十八条の二十二第一項」に、「第六十八条の二十三第二項」を「第六十八条の二十二第二項」に改める。

第三十七条第二号中「第六十八条の二十三第一項」を「第六十八条の二十二第一項」に、「第六十八条の二十三第二項」を「第六十八条の二十二第二項」に改める。

第四十二条中「第六十八条の二十五第一項」を「第六十八条の二十四第一項」に改める。

第四十六条の二の表を次のように改める。

指定認定機関		指定の区分	業務区域	認定等の業務の開始の日
名称	住所			
一般財団法人日本建築センター	東京都千代田区神田錦町一丁目九番地	第三十三条第二項各号に係る同条第一項各号に掲げる区分	イ　本部　東京都千代田区神田錦町一丁目九番地 ロ　所　大阪事務所　大阪府大阪市中央区南本町一丁目七番十一号	平成十二年六月十六日
一般財団法人建材試験センター（昭和三十九年六月一日に財団法人建材試験センターという名称で設立された法人をいう。以下同じ。）	東京都中央区日本橋堀留町二丁目八番四号	第三十三条第二項第一号、第二号、第四号及び第六号に係る同条第一項第一号及び第二号に掲げる区分	日本全域	平成十二年六月十六日

一般財団法人ベターリビング　東京都千代田区富士見二丁目七番二号　第三十三条第二項第一号、第二号、第二号の二、第二号の五号及び第七号に係る同条第一項第一号に掲げる区分　日本全域及び外国型式部材等製造者の認証に係る国　平成十二年六月十六日

一般財団法人日本建築総合試験所　大阪府吹田市藤白台五丁目八番一号　第三十三条第二項第一号、第二号及び第四号に係る同条第一項第一号及び第二号に掲げる区分　日本全域　平成十二年六月二十九日

一般財団法人日本建築設備・昇降機センター　東京都港区西新橋一丁目十五番五号　第三十三条第二項第七号、第八号及び第十号から第十二号までに係る同条第一項各号に掲げる区分　日本全域及び外国型式部材等製造者の認証に係る国　平成十二年六月二十九日

公益財団法人日本住宅・木材技術センター（昭和五十二年十一月二十四日に財団法人日本住宅・木材技術センターという名称で設立された法人をいう。以下同じ。）　東京都江東区新砂三丁目四番二号　第三十三条第二項第一号及び第二号に係る同条第一項各号に掲げる区分　日本全域及び外国型式部材等製造者の認証に係る国　平成十二年六月二十九日

一般社団法人日本膜構造協会（昭和五十三年九月二十七日に社団法人日本膜構造協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）　東京都港区虎ノ門一丁目十三番五号　第三十三条第二項第一号に係る同条第一項第一号に掲げる区分　日本全域　平成二十一年一月九日

第四十七条第一号中「若しくは寄附行為」を削る。

第五十四条中「第百三十六条の二の十六」を「第百三十六条の二の十三」に改める。

第五十七条中「第六十八条の二十五第三項」を「第六十八条の二十四第三項」に改める。

第五十八条第一号中「又は寄附行為」を削る。